公　示　日：2023年7月26日（水）
調達管理番号：23a00405
国　　名：インドネシア
担 当 部 署： 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チーム
調 達 件 名：インドネシア国食料安全保障のための農業保険地方展開プロジェクト詳細計画策定調査（評価分析）

・「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、最終見積書において、消費税は加算せずに積算してください。（全費目不課税）

1. 担当業務、格付等

（１） 担当業務　：評価分析
（２） 格　付　　：3号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全体期間：2023年9月上旬から2023年10月下旬
（２） 業務人月：現地　0.47、国内　0.75、合計　1.22
（３） 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	14日	8日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1部
（２） 見 積 書 提 出 部 数 ：1部
（３） 提　出　期　限：2023年8月9日（水）（12時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
✧　専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。
「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11　業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。 提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出５営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

✧ 評価結果の通知：2023 年 8 月 21（月）までに個別通知

提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

✧ 評価結果説明の取り止め：2023 年 6 月 30 日のお知らせに掲載（https://www.jica.go.jp/about/announce/information/consultant/2023/20230630.html）のとおり、2023 年 7 月以降の単独型公示については評価結果の説明を取り止め、評価結果通知の別紙により評価点及び業務従事予定者の個人名を全競争参加者に通知しますので、ご了承の上、応募願います。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国・地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	各種評価調査
対象国及び類似地域	インドネシア及び全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

応募を排除する者はありませんが、本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

（２） 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

インドネシア政府は、農家支援として 2013 年に「農民保護法」（法律 2013 年 19 号）を成立させ、農業保険の導入とそのための政府支援を進めてきた。中期国家開発計画（RPJMN 2015-2019）の 5 年間においては毎年のべ 100 万 ha の保険加入を目標に、コメを対象とした実損補填型農業保険（以下「AUTP」という。）のパイロット事業を展開した。その後中期国家開発計画（RPJMN 2020-2024）においても農業保険は優先事業の一つとして位置づけられ、パイロット事業も継続されている。JICA は 2017 年から 2023 年まで技術協力プロジェクト「農業保険実施能力向上プロジェクト」（以下「フェーズ 1」という。）を実施し、AUTP の課題分析と農業保険推進のための人材育成に貢献した。また、AUTP を補完するスキームとして、収量インデックス型保険（以下「AYII」という。）のパイロット・プロジェクトを実施し将来の AYII の制度化に向けた政策提言を行った。一方、ジャワ島以外の島々における農業保険の適用範囲は、地域、品目ともにまだ限られている。これらの島々の貧困レベルはジャワ島よりも高い傾向にあり、小規模農家は依然として異常気象や病害虫などさまざまなリスクに直面しており、農業保険導入の必要性は依然として高い。

係る状況を受け、インドネシア政府は我が国政府に対し地方での農業保険実施能力の強化を目的とした技術協力「食料安全保障のための農業保険地方展開プロジェクト」（以下「本プロジェクト」という。）を要請した。本プロジェクトは、フェーズ 1 で明らかになった課題（保険制度と運用の改善、全国展開に向けた人材育成の必要性）を踏まえた上で、農業保険事業に関わる省庁、州政府および関係機関の農業保険実施に関する能力が強化されることを目指すものである。また、ジャワ島以外のパイロット地域において AYII

の試験導入を支援するとともに、農業保険の新たな普及者の育成に取り組み、もってインドネシアでの農業保険の社会化が促進されることを目指す。

本詳細計画策定調査は、インドネシアの農業保険及びプロジェクトサイトの状況把握や課題抽出と分析、課題解決方法の精査など、本プロジェクト実施の妥当性を確認すると共に、事業計画 (Project Design Matrix: PDM) の詳細について先方政府実施機関等との協議を通じて合意を取り付けることを目的として実施される。

7. 業務の内容

本業務従事者は、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握の上、他の調査団員として派遣されるJICA職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画の策定及び評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、効率性、持続性）に基づく事前評価に必要なデータ・情報を収集・整理するとともに、協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。また、本プロジェクトは気候変動適応策に資するため、気候リスク評価に必要な情報収集に協力する。本業務従事者は、担当分野の報告書（案）作成に加え、他の課題を担当業務とする業務従事者が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。なお、JICA事業評価における評価基準・手続きについては監督職員より情報提供を行う。具体的担当事項は次のとおりとする。

（１）国内準備期間（2023 年 9 月上旬～2023 年 9 月中旬）

① 要請書・関連報告書等の資料･情報の収集･分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。

② 上記を踏まえて、調査票（案）を作成し、JICAと内容の確認を行う。

③ インドネシア側関係機関や他ドナー等に対する質問票（案）（英文）を作成する。作成した質問票（案）は、現地派遣前にJICAに提出すること（現地業務開始前にJICAを通じて先方関係機関等へ配付することを想定しています）。

④ プロジェクトのPDM案（和文・英文）、PO（Plan of Operations）案（和文・英文）を検討する。

⑤ 事業事前評価表案（和文）の担当部分や関連部分を検討する。

⑥ 調査団内の打合せ、対処方針会議等に参加する。

⑦ 討議議事録（Record of Discussions: R/D）（案）（英文）及び協議議事録（Minutes of Meeting: M/M）（案）（英文）の作成に協力する。

⑧ web上で収集できる対象地域の気候リスクに関する情報を整理する。

（２）現地業務期間（2023年9月下旬～2023年10月上旬）

① JICAインドネシア事務所等との打合せに参加する。

② インドネアシア側関係機関との協議及び現地調査に参加し、調査の目的・方法・手順等について説明を行う。また、他分野の団員と協力し、議事録を作成する。

③ 事前に配付した質問票への回答回収や上記②を通じ、情報･資料を収集・整理し、現状・課題を把握・分析する。具体的には以下のとおり。

ア） 要請背景・内容

イ） 関連する開発計画、政策、制度

ウ） 関連各組織

(a)所掌業務、組織体制、根拠法

(b)人員体制

(c)役割分担、中央・地方の連絡調整／指揮命令体制

(d)予算規模、内訳、予算獲得・配賦の仕組み

エ） 本プロジェクトに関連する他援助機関（FAO、WFP、EU、世界銀行、NGO等）の活動動向、連携の可能性

オ）対象地域に関する気候リスク

④ 調査結果に基づき、本プロジェクトの実施案（プロジェクトの協力期間、実施体制、対象地域等）を調査団およびインドネシア側とともに検討する。

⑤ 関係者との協議で合意された内容について、R/D（PDM（案）及びPO（案）を含む）（案）（英文）及びM/M（案）（英文）の作成に協力する。特に、PDM（案）の成果指標の設定について、開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス[1]を踏まえ、主担当としての検討及び取りまとめを行う。

⑥実施機関に対するR/D（案）を含むM/M（案）の説明に参加し、必要に応じ

[1] 技術協力　開発課題別の指標例及び代表的教訓レファレンス ｜ 事業評価 ｜ 事業・プロジェクト － JICA
https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/indicators/technical.html

て内容の説明、補足を行う。

⑦担当分野に係る調査結果をJICAインドネシア事務所等に報告する。

（３）帰国後整理期間（2023 年 10 月中旬～2023 年 10 月下旬）

①帰国報告会、団内打合せに出席し、担当分野に係る調査結果を報告する。

② プロジェクトを巡る状況分析や評価 6 基準の観点から、リスク管理チェックシート（案）に必要な情報を他分野の団員とともに取りまとめる。

③ 評価 6 基準の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）を作成し、その取りまとめに協力する

④ 担当分野にかかる詳細計画策定調査報告書（案）を作成するとともに、同報告書全体の取りまとめに協力する。 また、気候リスク評価に関する情報も取りまとめ、結果を記載する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

（詳細計画策定調査）

（１） 業務完了報告書

2023 年 10 月 27 日（金）までに提出。

次の①～④、及び収集資料一式を参考資料として添付することとし、電子データにて提出する。

① 事業事前評価表（案）（和文）

② 担当分野に係る詳細計画策定調査報告書（案）（和文）

③ 議事録（担当分）（和文）

④ PDM・PO（案）（英文・和文）

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022 年 4 月-2023 年 4 月追記版）」の「Ｘ. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料２ 報酬単価表」を参照願います。

https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇔ジャカルタ（直行便）を標準とします。

（２）新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

10. 特記事項

（１） 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 9 月 24 日～10 月 7 日を予定しています。

本業務従事者は、JICA の調査団員と同時若しくは数日先行して現地調査の開始を予定しています。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア） 総括（JICA）

イ） 協力企画 1（JICA）

ウ） 協力企画 2（JICA）

エ） 評価分析（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空港送迎：あり

イ） 宿舎手配：あり

ウ） 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）

エ） 国内便の手配：あり

オ） 通訳傭上：英語⇔インドネシア語の通訳を提供

カ） 現地日程のアレンジ:JICA が必要に応じアレンジします。なお、JICA 団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

（２） 参考資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部農業・農村開発第一グループ第一チームから配付しますので、edga1@jica.go.jp 宛にご連絡ください。

・ 要請書
・ 農業保険実施能力向上プロジェクト完了報告書（英文）
・ 農業保険実施能力向上プロジェクト（現行農業保険実務能力強化及び収量インデックス型保険調査）業務完了報告書（和文）
・ Basic Concept of the Project（要請書の内容からプロジェクトのスコープを絞り、先方政府と合意した内容）

②本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア） 提供資料：「独立行政法人国際協力機構　サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ） 提供依頼メール

・タイトル：「配付依頼：サイバーセキュリティ関連資料」
・本　文　：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA インドネシア事務所などにおいて十分な情報収集を行うと

ともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上